

5. 介護用品の支給について



加賀市健康福祉部長寿課

令和2年10月29日

1. 在宅介護用品給付事業の概要

事業の目的

高齢者を介護している家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ること。

対象者

介護保険の要介護認定で要介護1以上の認定を受けている方を在宅で介護している家族等。
ただし、要介護1～3の方は、尿失禁の可能性が高く障害高齢者自立度、認知症高齢者自立度が
高い方に限る。

支給方法

入札により決定した市指定の事業者が、市が指定する介護用品を月1回要介護者宅まで配送する。

支給金額

給付限度額を月額6,000円とし、限度額を超える分については利用者が負担する。

財源

国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%

利用状況（令和2年8月分）

利用者数 345人 平均利用金額 5,705円 合計支給金額 1,968,260円

2. 国の動向

地域支援事業（任意事業）の見直し

地域支援事業（任意事業）は、様々な事業を行うことができる一方、国の義務的経費（国庫負担金）としての性格を有する事業でもあることから、全ての事業について国の補助事業として行う必要があるのかについて検討が必要。

見直しの考え方

- ・地域支援事業（任意事業）として実施できる対象事業を明確化。
- ・具体的には、・・・介護サービス給付（保険給付）の上乗せ・横出しとなるものであり、市町村特別給付又は保健福祉事業等・・・により実施すべきものについては任意事業の対象外とし、・・・

※介護用品支給事業については、保険給付の横出しサービスとして市町村特別給付での対応も可能な事業であるが、多くの自治体の実施している状況に鑑み、当分の間、平成26年度に実施している市町村においては当該事業を実施することが可能

地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて（抜粋）
（平成27年2月18日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡）

→ 『激変緩和措置』とされている

(3) 介護用品の支給に関する取扱い

地域支援事業における任意事業の「家族介護支援事業」のうち介護用品の支給に係る事業については、「地域支援事業充実分に係る上限額の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成 27 年 2 月 18 日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）において周知したとおり、原則として任意事業の対象外とした上で、平成 26 年度時点で当該事業を実施していた場合に限り、当分の間実施して差し支えない取扱いとしている。

平成 30 年度より、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策を検討していること等を実施の要件とし、地域支援事業実施要綱及び交付要綱の改正を行った。

各市町村においては、任意事業における介護用品の支給が例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、引き続き対応を進められたい。

(参考) 地域支援事業における介護用品支給の検討状況

実施方法に関する検討等	市町村数	割合
市町村特別給付への移行	248	23.8%
保健福祉事業への移行	146	14.0%
市町村一般財源事業への移行	607	58.2%
介護用品支給事業の廃止	185	17.7%

支給要件に関する検討等	市町村数	割合
支給上限額の見直し	298	28.6%
介護度要件の見直し	278	26.7%
所得要件の見直し	259	24.8%
新規受付の中止	46	4.4%
廃止した場合の影響調査	122	11.7%
その他	146	14.0%

(注) 「その他」は、支給用品の見直し、対象者から介護付き有料老人ホーム居住者等の除外を検討 など

※ 令和元年度 厚生労働省老健局振興課調べ

(注) 上記説明事項に係る令和 2 年度の地域支援事業実施要綱等の改正について

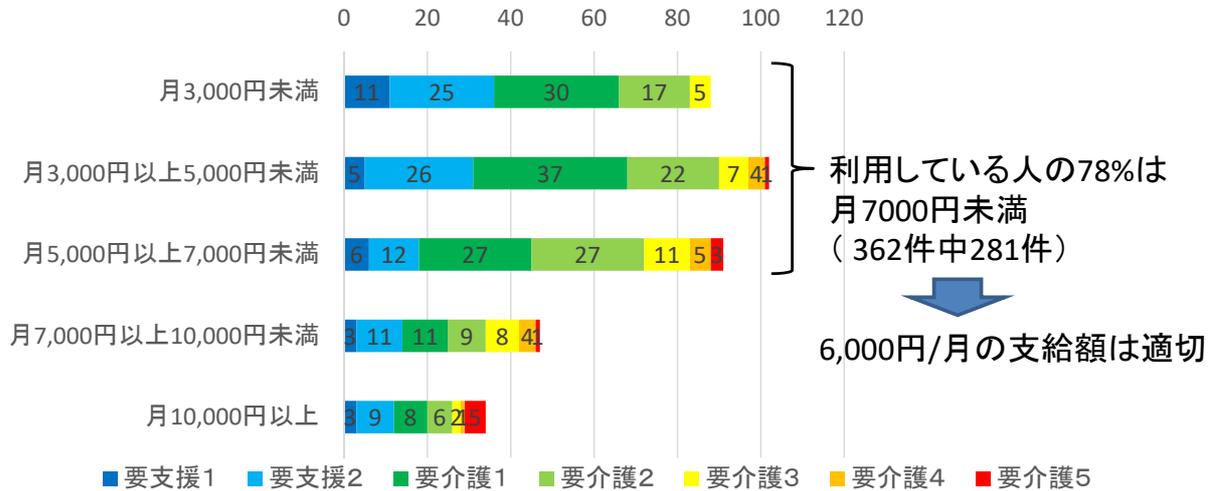
- ・ 「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）の一部改正案（新旧）
- ・ 「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老第 0523003 号厚生労働事務次官通知）の一部改正案（新旧）
- ・ 「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」（平成 30 年 7 月 4 日付け老振発 0704 第 1 号厚生労働省老健局振興課長通知）の一部改正案（新旧）

4. 在宅介護実態調査より①

在宅介護実態調査において、要支援・要介護認定者の紙おむつの利用状況を調査。毎月の利用金額・都合のいい購入方法について調査した。

問15 紙おむつの利用について、毎月いくら程度利用していますか(1つを選択)

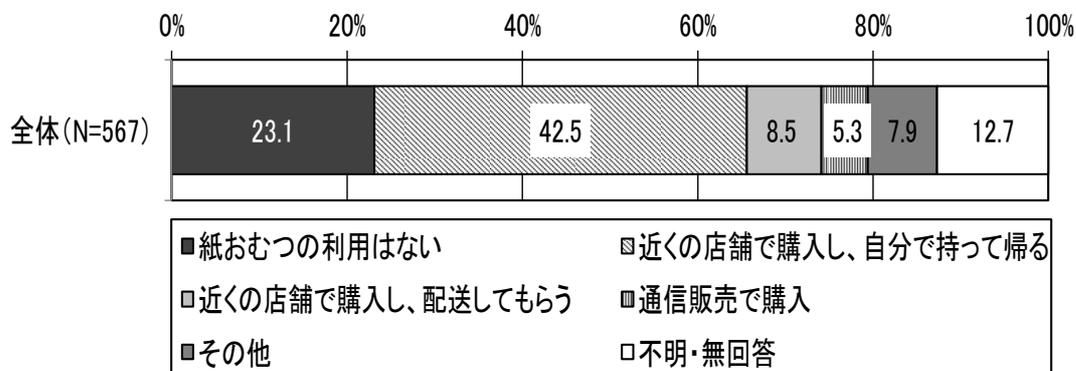
1. 紙おむつの利用はない
2. 月3,000円未満
3. 月3,000円以上5,000円未満
4. 月5,000円以上7,000円未満
5. 月7,000円以上10,000円未満
6. 月10,000円以上



4. 在宅介護実態調査より②

問16 紙おむつの購入にあたり、一番都合のいい方法を選んでください(1つを選択)

1. 紙おむつの利用はない
2. 近くの店舗で購入し、自分で持って帰る
3. 近くの店舗で購入し、配送してもらう
4. 通信販売で購入
5. その他(具体的に)



※「その他」の3分の2は「市の介護用品給付」

利用している人の66%は店舗等で自分で購入・運搬しているが配送してもらう方が都合がいい人もいる



給付券又は現金給付も考えられるが配送が必要な人への配慮が必要

5. 現行制度の利用状況について

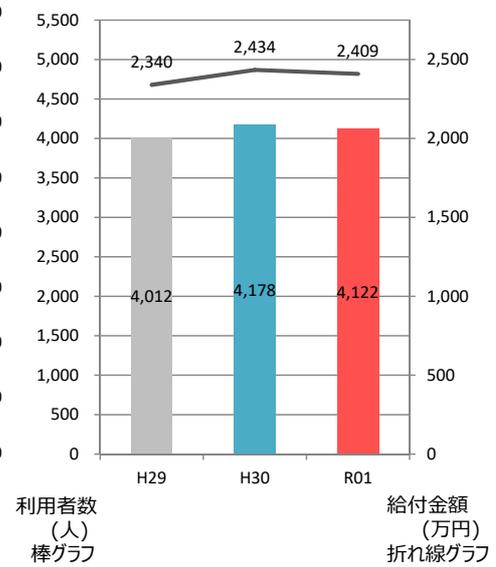
① 要介護度別利用者の分布（令和2年8月）



② 月別利用者数・給付金額の推移（平成29年度～令和元年度）

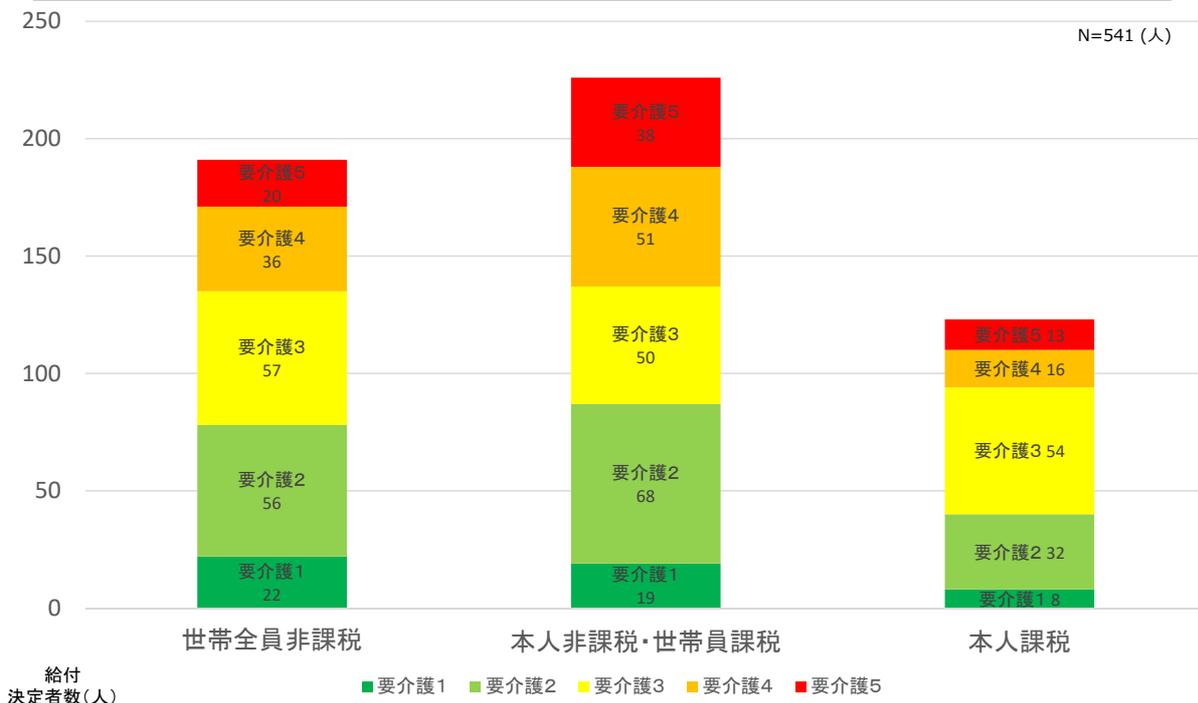


③ 年間延べ利用者数・給付金額の推移（平成29年度～令和元年度）



7. 所得等による利用者状況について

令和元年度中の給付決定者の、課税状況及び介護度別人数



8. 今後の方向性について

財源について

- ・経過措置が継続する見込みであることから、**地域支援事業による給付を継続**する。
※ただし、経過措置が終了する場合は再度検討する。

対象者要件について

- ・保険料の引き上げを伴わないのであれば、**現行どおりの対象者で継続**する。

支給方法の検討

- ・配送の方が都合がいい方に配慮し、**現物給付方式を維持**する。

(参考) 保険料等への影響

- 対象要件や支給金額は現行のまま、
- 市町村特別給付又は保健福祉事業として事業を移行した場合の、保険料への上乗せ額を試算。

**R1年度
事業費(決算)** ÷ **第1号被保険者数** ÷ **12か月** = **保険料月額**

24,090,530円 ÷ **22,648人** ÷ **12か月** =

約88.6円

被保険者1人につき、月々約88.6円の保険料が上乗せされる計算。

(参考) 財源の種類

市町村特別給付・保健福祉事業・任意事業・一般財源の概要

	市町村特別給付	保健福祉事業	地域支援事業の任意事業	一般財源事業
制度概要	市町村が条例に基づき、介護保険法で定められた介護給付・予防給付以外に、独自の給付を実施するもの。「横出し給付」と言われている。	介護者支援、介護予防、保険給付、サービス利用に係る資金の貸付など、市町村が被保険者及び介護者に対し必要と判断する事業を実施するもの。	介護保険事業の運営の安定化、被保険者及び介護者等に対する地域の実情に応じた必要な支援を目的として、市町村が地域支援事業の中で実施するもの。	高齢者の保健・福祉・介護を目的として、市町村が単独の予算を用いて事業を行うもの。
財源	第1号被保険者の保険料	第1号被保険者の保険料	国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、第1号被保険者の保険料23%	一般財源
対象者	要支援・要介護認定者	被保険者、家族等の介護者	被保険者、家族等の介護者	高齢者など市町村が定める
実施例	<ul style="list-style-type: none"> ・寝具乾燥サービス ・移送サービス ・配食サービス ・おむつの支給 / 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業以外の介護予防事業 ・介護者支援事業 ・直営介護事業 ・高額介護サービス費の貸付事業 / 等 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護給付費適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他（成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業 / 等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援ボランティア・ポイント ・配食サービス ・おむつの支給 ・移送サービス ・寝具乾燥サービス ・訪問理美容サービス / 等

対象が、要支援・要介護認定者と限定されている。また、財源が1号保険料100%のため、保険料への影響が大きい。さらに、償還払いであるため、利用者にとって手続きが煩雑。

財源は、特別給付と同じだが、特別給付が「給付」であるのに対し、保健福祉事業は「事業」である。対象者が被保険者・介護者と、特別給付と比べて幅広い。

財源に公費が含まれているため、保険料への影響は限定的だが、上限額が設定されている。また、平成27年2月の通知により、「特別給付、保健福祉事業、総合事業、一般施策で実施すべきもの等」は対象外となった。

事業の目的や対象者などについて、国の定めがないため、市町村の裁量で決定できる。一方、一般財源での実施となるため、市町村の財政力に影響を受けやすい。

引用：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「高齢者の在宅生活を支えるための市区町村における独自施策についての調査研究事業」
(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)